



三重県議会議員

# たち直人 県政レポート



発行者 三重県議会議員 館 直人  
〒510-1253 三重郡菟野町潤田533番地2  
TEL 059-393-1532 FAX 059-393-1039

## 3期目を振り返って ～検証と成果～ ②

地域に密着した活動が、私の政治活動の原点です！

### 『三重県中小企業・小規模企業振興条例』の制定！

本条例につきましては、施行（平成26年4月1日）前の“県政レポート（3月発行）”でその内容等についてご報告させていただきましたが、この条例は私も、また我が会派：新政みえも思い入れの強い県政施策の一つです。

それというのも、地域に一番密着して地域経済に貢献し、県内企業数の99.8%を占めている「中小企業者」、殊に「小規模企業者」のみなさんが元気にならなければ、地域は勿論、県や国の元気はないと考えるからです。ですから、この「中小企業・小規模企業の振興」を県政の重要課題と位置付け、必要な施策等を迅速かつ的確・適切に実施しなければなりません。

条例施行後1年近くが過ぎようとしています。ここでは、この間の取り組み状況等について報告します。

#### 支援施策 ① 三重県版経営向上計画

この計画は条例第16条に基づく制度で、中小企業・小規模企業のみなさんの経営の向上に対する挑戦を後押しするだけでなく、意欲を引き出すために発展段階（ステップ1からステップ3）に応じて作成する計画を認定し、中小企業・小規模企業の成長と県経済の活性化を図るものです。

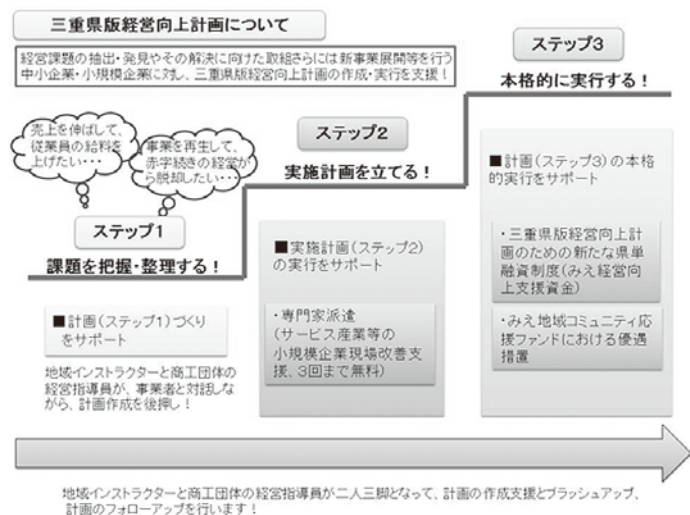
計画の作成支援やその実施フォローなどは、県内5地区（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）に地域インストラクター配置し、商工会議所・商工会の経営指導員と二人三脚で取り組んでいます。

これまでのこの種計画（国の制度の“経営革新計画”など）は、新規性のハードルが高い、申請書の様式が複雑、といった意見もあったことから、本計画は、小規模企業が取り組みやすいよう、新規性を要件とせず、様式も簡素化しました。

専門家の無料派遣、融資制度（みえ経営向上支援資金）、みえ地域コミュニティ応援ファンドによる優遇措置などの支援策も用意しています。また、国の小規模事業者持続化補助金（平成26年度補正予算）の申請書に経営計画を記載することが求められていますが、その事前準備にも本計画が活用できます。

#### ◆三重県版経営向上計画の認定状況（平成27年1月末現在）

| 区 分              | 認定件数 | 内、小規模企業 |
|------------------|------|---------|
| ステップ1：課題を把握・整理する | 19   | 18      |
| ステップ2：実施計画を立てる   | 37   | 34      |
| ステップ3：本格的に実行する   | 7    | 5       |
| 合 計              | 63   | 57      |



#### 支援施策 ② 三重県よろず支援拠点

金融機関や経営コンサルタント、ものづくり産業出身の経験豊富な専任のコーディネーター4名が、中小企業、殊に、小規模企業に対するきめ細かな支援体制を強化するため、あらゆる経営相談に対応する総合相談窓口が、公益財団法人 三重県産業支援センター内に設置されています。なお、各地域で定期または随時に出張相談会も開催します。

※ 本年1月末現在での相談対応件数は1,200件を超え、相談内容の内訳は“売上拡大”が約27%、“補助金関係”が約12%、“経営改善”が約11%と続く。



よろず支援拠点

#### ◆定期相談会の開催日程

|          |              |          |
|----------|--------------|----------|
| 四日市商工会議所 | 毎月 第2木曜日 午後  | 開 催 中    |
| 松阪商工会議所  | 毎月 第3木曜日 午後  |          |
| 伊勢商工会議所  | 毎月 第3火曜日 午後  |          |
| 尾鷲商工会議所  | 偶数月 第2火曜日 午後 |          |
| 名張商工会議所  | 偶数月 第4水曜日 午後 | 平成27年2月～ |
| 上野商工会議所  | 奇数月 第4水曜日 午後 | 平成27年3月～ |

\* 公益財団法人 三重県産業支援センター TEL 059-228-3326  
〒514-0004 津市栄町1丁目891番地（三重県合同ビル5階）

#### 支援施策 ③ みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会

この協議会は条例第23条に基づき、中小企業・小規模企業の振興を地域の事情に応じて具体的かつ計画的に推進するための仕組みとして設置されたものです。昨年は5月に県内5地区（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）で開催し、商工団体、金融機関、教育機関、行政等の関係機関が一堂に会し、意見交換を行いました。

また、協議会の下に実務者で構成される分科会を設置し、国・県・市町の支援施策や支援実績の共有、関係機関同士の連携事例の発表や地域の中小企業・小規模企業が抱える課題などに関する意見交換を行っています。昨年は9月と11月に2回開催し、「創業・事業継承」、「人材育成・確保」、「条例の周知」など、地域に共通する課題とともに、「食をテーマとする地域連携」、「他地域への販路拡大」など、地域独自の課題に対する意見もあったとのことです。

こうした意見をしっかりと踏まえ、協議会や分科会を形式的なものとしてことなく、県が関係機関と緊密に連携しながら、今後の施策に的確に活かし、中小企業・小規模企業の振興を図っていかねばなりません。



北勢地域みえ中小企業・小規模企業振興協議会会場風景

## これまでも、そして、これからも！

## 支援施策 ④ その他の支援策

### ・ものづくりの支援

ものづくりの中小企業・小規模企業のみなさんが、経営戦略に基づいて取り組む試作開発や自社技術の応用展開などについて、補助金の交付により支援。

- ＊「メイド・イン・三重ものづくり補助金」：本年度8件採択  
中小企業・小規模企業が連携体を組織し、販路開拓や技術力向上、新分野進出等を通じた受注拡大を図ることを目的に、ステップアップの3年間を補助金の交付により支援。
- ＊「中小企業連携体高度化支援事業費補助金」：本年度4件採択  
(前年度からの継続含む)

### ・伝統産業や地場産業への支援

デザイナー・クリエイター等との連携による地域資源を活用した、新商品開発や首都圏等への販路開拓支援、担い手育成など後継者の確保と技術の伝承・向上への取り組みに対して、補助金の交付により支援。

- ＊「伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金」：本年度2件採択

### ・商店街の支援

地域の商業活性化を進めるための専門家派遣。

- ＊本年度は本年1月末で8回派遣  
商店街の販売力の向上を図る事業について、補助金の交付により支援。
- ＊「商店街等の販売力向上事業費補助金」：本年度2件採択



商店街支援

### ・海外における事業展開の促進

産学官金が一体となって、昨年8月に新たに設置した「みえ国際展開推進連合協議会」を核として、企業の海外展開や海外誘客、県産品の輸出、外資系企業の誘致などに「オール三重」で取り組み、幅広い分野での県内企業の海外展開を支援。更に、中国及びアセアン地域においては「三重県海外ビジネスサポートデスク」を活用し、中小企業・小規模企業の海外展開を支援。

これらの支援施策はあくまでも一例です。

中小企業・小規模企業のみなさんに活用いただける支援施策は他にも用意されていますので、活用を検討いただければと考えます。また、本条例に関することや支援施策等の使い勝手などについて不具合や疑問等がありましたら、是非お気軽にお知らせください。

みなさんのお声で使い勝手がよく、更にグレードアップした条例とし、中小企業・小規模企業のみなさんがその特色を生かし、小さくともキラリと輝き、元気に発展されることで地域経済を活性化させ、県民生活を向上させるよう頑張りますので、引き続きのご指導をよろしく願います。

## 新しい『三重の米(水田農業)』戦略！

三重県農業の推進においては、耕地面積の75%を占める“水田”での農業振興が重要となります。このことから、平成16年3月「新たな『三重の米(水田農業)』戦略」を策定し、生産者、関係事業者、関係機関等が一体となって、消費者に信頼される三重の米づくり、担い手が育つ水田農業の展開、中山間地域水田農業の活性化に向けて取り組んでいます。

また、平成22年12月に「三重県食を担う農業および農村の活性化に関する条例」、平成24年3月に同条例に基づく「基本計画・行動計画」、同年

4月には「三重県民力ビジョン」を制定・策定され、「もうかる農業」の実現に向け、食料の安定供給や農業・農村の持続的な発展に向けた取り組みを進めてきました。

一方、国では平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定され、担い手への農地集積のための農地中間管理機構の制度化、米政策と経営所得安定対策の見直し、多面的機能の発揮と地域全体で農地維持を後押しする日本型直接支払制度の創設など、農業政策が見直しされました。

加えて、EPA(経済連携協定)やFTA(自由貿易協定)など二国間での経済連携の進展とともに、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)など、多国間の経済連携に向けた動きもあります。日本の主要農産物の関税が撤廃された場合には、外国からの輸入増大等により日本の農業は大きな影響を受けることが予想されます。

こうした三重県農業を取り巻く動向に的確に対応し、三重県の水田農業を「作る水田農業」から「売れる水田農業」へ転換させ、更に「もうかる水田農業」の実現に繋げ、将来にわたり持続的に発展させていくため、平成26年3月に目標年度を平成33年度とする「新しい『三重の米(水田農業)』戦略」を策定し、生産者をはじめ、関係事業者、関係機関等が連携して三重県水田農業の目指すべき姿の実現に向けて取り組みを進めています。

本県の耕地面積60,900haの内、水田面積は45,700ha：75.0%を占め、水田農業が基幹となっているとともに、大多数が兼業農家であることが特徴であります。

私はこれまでも、三重県型集落営農の推進を求めてきましたが、水田営農システムの構築、殊に、集落単位での土地利用の調整、担い手の明確化、農地集積のルール化、そして、集落ビジョンを形成する三重県型集落営農の確立は不可欠で重要なことと考えています。

農業、殊に、水田農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、今後とも、持続的・安定的な『もうかる水田農業』を構築するため頑張ってまいりますので、一層のご指導をお願いいたします。

以下、取り組みの実践状況を報告します。

## 「新しい『三重の米(水田農業)』戦略」

### ・戦略策定の狙い

農業者や生産者団体が主体となり「もうかる水田農業」の実現につなげられるよう

**I 需要に応じた、米、小麦、大豆、その他水田作物の生産販売を促進するための個々の課題**

**II 米の需要量の減少や消費動向などの社会状況の変化**

**III 国における水田農業に関する政策の見直し**

などに的確に対応し、消費者から信頼される産地づくりに向けた指針。

### ・戦略のコンセプト

需要に繋がる生産の最適化による「もうかる水田農業」の実現

### ・戦略の体系と具体的な取り組み

～水田作物を売るための環境づくり～

方策1. 水田作物のマーケティング対策

①水田作物のブランド力の向上

- ・三重の米ブランド化推進会議を中心に県産米の情報発信
- ・「いただきます三重の米キャンペーン」の実施

＊米価下落にも対応し、三重の米の需要拡大やブランド力の向上を行いました。

②新たな販路開拓に向けた体制づくり

- ・飲食店や小売店での新たな販路開拓
- ・料理学校などでの導入
- ・「結びの神(三重23号)」の地域流通の実施

＊「結びの神」を中心に、新たな需要先での販路拡大とともに、生産者や米卸の販路拡大を支援しています。



水稻(三重23号)

- ③多様な需要を生み出すサプライチェーンの構築
- ・県外の大手小麦加工事業者の県内産地訪問
  - ・県外の大手製麺事業者による県内小麦を使用した商品拡大
  - ＊県内外で県産小麦を利用した製品は拡大しています。また、これを受けてニーズの高い品種への作付誘導を加速化しています。
- ④6次産業化、農商工連携の推進
- ・「結びの神」の地域流通開始に伴う生産者（自分が作った米を自ら販売）への販売支援
- ⑤生産者自らが計画的に水田作物を選択できる体制づくり
- ・県農業再生協議会にワーキンググループを設置して検討開始
  - ＊生産者、関係者を含んだワーキンググループを設置して、平成30年を目途とした需要に応じた生産のあり方について検討を始めました。

～生産力・収益力のある水田作物づくり～  
方策2. 米・麦・大豆の生産性向上対策

- ①三重県産米の品質向上対策
- ・「三重県産米品質向上対策会議」により、高温対策に対応する「耐暑肥」の普及の推進（ただし、平成26年産は登熟期の日照不足により品質低下がみられた）
  - ・外観品質が良く1米等比率の極めて高い（平成26年産：92.3%）「結びの神」の安定生産技術栽培マニュアルを平成26年度内に策定。
- ②三重県産麦の収量向上等拡大対策
- ・平成26年度は著しい収量向上 → 統計単収：347kg/10a
  - 大豆麦緊急体制整備事業により、土壤改良、施肥改善を推進
  - 農林61号の代替えで「さとのそら」の導入により収量向上
  - ・県農業再生協議会の情報発信により麦の作付拡大推進
  - 平成26年産：6,310ha（前年比320ha増）
  - ＊麦の生産量が著しく向上し、実需者の求める需要量に大きく近づきました。また、米価の低下が続く中、麦などの生産性向上が農家の収益力を高めることとなりました。



結びの神

方策3. 地域に適した作物の生産性向上対策

- ①ソバ、ナタネ、酒米等地域特産作物の安定生産対策
- ・安定生産のための栽培技術の確立やニーズに的確に対応した生産
- ②需要に応じた飼料用米等の安定生産対策
- ・新規需要米の耕種農家と畜産農家の連携を促進し、販路開拓、収量向上技術の確立、現地への導入促進



大豆

～持続的に発展する水田農業基盤づくり～

方策4. 水田作物の持続的供給体制の確立対策

- ①多様な担い手の育成および法人化の推進
- ・普及センターを中心とした法人化推進支援活動により、「法人化」が進展（平成26年度：8法人が設立（12月時点））
- ②三重県型集落営農の推進
- ・「人・農地プラン」の策定数：190プラン（平成26年度12月時点）
- ③水田農業の効率化・高度化の推進
- ・「農地中間管理機構」として県農林水産支援センターが業務開始
  - ・農地の借入を希望する担い手を公募
  - 5市町：63ha利用権が設定

## 『獣害対策』の取り組み！

集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵等の整備を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」に取り組み、「獣害につよい三重」づくりを進めるとともに、「被害対策」と「生息管理」の的確な取り組みと併せ、未利用資源活用という観点での「獣肉利用」を連携させて進めることにより、野生鳥獣による農林水産被害の減少を図ることとしています。

捕獲について、平成24年度の野生獣（ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ）の捕獲頭数は約3万頭で、平成22年度以降2万頭を超える捕獲頭数で推移しています。このことは、市町や猟友会のみなさんが連携して積極的に取り組んでいただいている結果であります。しかし、狩猟者の方々も高齢化により減少が進んでいることも現実であり、地域の捕獲力を維持・向上するためにも狩猟者の確保が重要な課題です。

また、平成24年度の野生鳥獣による農作物被害額は、約7億100万円で、その内、稲・麦類・豆類は約1億7,300万円と依然高額な状況にあります。また、その被害は農作物だけでなく、野生獣による交通事故などにより物的被害のみならず人命が失われる事故等も発生するなど、正に、深刻な状況にあると認識しています。

今後とも、地域における人材や組織の育成・確保、効果的な獣害対策の積極的な展開等により、獣害の減少を目指し取り組んでまいります。

以下、獣害対策の取り組み成果等を報告します。

### 1. 野生鳥獣による被害額と被害発生集落数

・農林水産被害金額の推移（単位：百万円）

| 年 度     | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 被 害 金 額 | 781 | 751 | 821 | 701 | 629 |

＊農林水産被害金額は、減少しています！

・内、農業（農産物）被害金額の推移（単位：百万円）

| 年 度     | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 被 害 金 額 | 464 | 473 | 497 | 393 | 324 |

＊近年2年間で約1億7,000万円減少！

・被害発生集落数（単位：集落）

| 年 度   | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 集 落 数 | 716 | 907 | 859 | 870 |

＊ニホンザルをはじめ、依然として深刻！

### 2. 侵入防止柵整備

・侵入防止柵整備の推移（累計）（単位：km）

| 年 度  | ～H21 | H22 | H23   | H24   | H25   | H26   |
|------|------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 整備延長 | 397  | 540 | 1,095 | 1,526 | 1,818 | 1,998 |

＊国の交付金を活用して整備を進めています！



侵入防止柵

これまでも、そして、これからも！

### 3. 大量捕獲わな等の開発や導入実証

- ・企業等と連携して、捕獲わなの遠隔監視・操作システム「まる三重ホカクン（ニホンザル大量捕獲技術（わな）」を開発（4市町で導入）。
- ・シカの習性を利用した「誘導式囲いわな」など、新たな大量捕獲技術を実証中。
- ・ICTを活用してネットワーク化した複数の「まる三重ホカクン」を設置し、サルの大量捕獲等技術を開発中。



大型捕獲わな

### 4. 鳥獣捕獲者の確保

- ・狩猟免許合格者の推移（単位：人）

| 年 度  | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| わな・網 | 256 | 328 | 328 | 173 | 178 | 243 |
| 銃    | 44  | 35  | 38  | 39  | 37  | 63  |
| 合 計  | 300 | 363 | 366 | 212 | 215 | 306 |

\* 猟友会等と連携し、狩猟免許取得促進のためのPR等を実施！

- ・野生獣捕獲頭数（単位：頭）

| 年 度  | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 捕獲頭数 | 19,477 | 27,865 | 25,673 | 30,836 | 27,582 |

\* ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの合計！

### 5. 「みえジビエ」の取り組み

- ・獣害対策の一環として、安全性や品質の確保された獣肉の流通を進めるため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を策定。
- ・「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」に基づき、処理された獣肉を提供する事業者であることを証明する「みえジビエ：登録制度」をスタート！
- ・みえジビエ登録施設数

| 合 計     | 解体処理施設 | 飲食店 | 販売店 | 食品加工施設 |
|---------|--------|-----|-----|--------|
| 38 (22) | 3      | 20  | 14  | 1      |

\* ( ) は、事業者数！

「伊勢湾」は日本の中央部に位置し、流域圏の人々に古くから豊かな海の幸を供給するとともに、海上交通の場、海水浴場など地域住民の憩いの場等として利用・活用されています。この豊かな自然の恩恵を享受し、誰もが幸せを実感し、生き生きと生き甲斐を持って暮らす上で、「伊勢湾」の果たす役割は非常に大きなものがあります。

その一方で「伊勢湾」は、急速な経済の発展による環境への影響を受け、水環境の悪化、自然海岸の減少、海の生物の生息の場の減少など、多くの課題も抱えています。

これまで、国では、平成18年2月に国と東海3県1市等で構成する「伊勢湾再生推進会議」を設立し、平成19年3月に「伊勢湾再生行動計画」を策定しました。この計画では、「人と森、川、海の連携により、健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する！」をスローガンに掲げ、広域的・総合的な取り組みを進めています。

また、三重県においても、「みえ県民力ビジョン」に「環境を守る持続可能な社会～自然を大切にし、環境への負担が少ない社会」を掲げ、「地球温暖化対策の推進」や「廃棄物総合対策の推進」などとともに、「大気・水環境の保全」を環境政策の柱の一つに位置付け、様々な取り組みを行なっています。

しかしながら、依然として毎年のように“赤潮”や“貧酸素水塊”等が発生するなど、「伊勢湾」における水環境の改善は遅々として進んでいない状況にあります。

この汚濁負荷の主な要因である「生活排水対策」に加え、「森林整備」、「干潟等の保全・再生・創出」、「漂流・漂着ごみ対策」など等の総合的な対策を一層加速し、『恵み豊かな伊勢湾を再生！』することは絶対不可欠なことであります。

こうしたことを踏まえ、本県議会においても「伊勢湾」の再生を促進することを目的とする「議員連盟」の設立を提案します。

この提案説明を受けて協議の結果、全議員が設立趣旨に賛同し、そして、全議員が加盟する『伊勢湾再生促進議員連盟』を設立することができました。また、役員の選出では、全会一致で私が“初代会長”に選出されました。



伊勢湾再生フォーラム

#### ◇伊勢湾再生に関する協議会など

- ・伊勢湾総合対策協議会（構成員：愛知県、岐阜県、名古屋市、三重県）昭和43年4月「伊勢湾開発調査協議会」を設立し、「水質部会」と「大気部会」を設置。昭和45年12月同協議会を改組して「伊勢湾総合対策協議会」を設立。昭和50年8月「環境問題研究会」を設置。平成24年4月「海岸漂着物対策検討会」を設置。
- ・伊勢湾再生推進会議（座長＝国土交通省中部地方整備局 構成員：関係省庁、関係地方公共団体）平成18年2月「伊勢湾再生推進会議」を設立。平成19年3月「伊勢湾再生行動計画」を策定。
- ・伊勢湾再生流域検討会（座長＝名古屋大学教授）平成20年度、研究者等の学識経験者で構成する「伊勢湾再生流域検討会」を設立。（伊勢湾再生について考え、研究し、情報交換、連携を行う。）

『伊勢湾再生促進議員連盟』  
を設立！

～ “初代会長” に就任～

『伊勢湾再生促進議員連盟』の設立総会の場において、議員連盟設立発起人を代表して、設立趣旨を次のように申し述べました。